市県民税特別徴収税額決定通知書等送付先設定(変更)届

特別徴収義務者

新発田市長様	特	指	正	番	号						
	別徴収義務者	戸	f 7	在	地						
		名	7		称						
			当者		系· 潘号	電	活	()	
下記のとおり市県民税特別	別徴	収税額	決定	它通	知書等	の送	付先の	設定	(変更) に	ついて届
出ます。											
なお、市県民税特別徴収	義務	者とし	て名	5種	法令を	順守	してお	り、彳	_了 政手	続によ	おける特
定の個人を識別するための	番号	の利用	等に	こ関	する法	律第	11条	及び第	第12条	きにつ	いて、適
切な措置を講じていること	に相	違あり	まも	せん	0						
送付先所在地											
(フリガナ)											
送付先所在地	₹										
送付先名称 (フリガナ)											
送付先名称											
電話番号											
送付先設定(変更)					年		月		日		

参考: 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (委託先の監督)

第 11 条 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等 において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切 な監督を行わなければならない。

(個人番号利用事務実施者等の責務)

年

月 日

第12条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」という。)は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。